

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成20年6月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
家浦地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	家浦地区	平成20年3月28日
寺ノ上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	寺ノ上地区	平成20年3月21日
小豆島町	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	諸口地区	平成20年3月25日
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	中山地区	平成20年3月25日
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	草壁本町地区	平成20年2月28日
肥土山中段地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業	肥土山中段地区	平成20年2月29日